

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委 託 業 務 名	乳がん検診業務及び手数料徴収事務
委 託 業 務 場 所	滋賀県内
概 要	40 歳以上の女性市民を対象に、マンモグラフィ単独法による乳がん検診を実施する。 〔内容〕問診、マンモグラフィ撮影、マンモグラフィ読影判定、ブレストアウェアネスについての指導、結果通知、手数料徴収
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	40 歳以上 50 歳未満 1 件につき 9, 6 5 0 円 50 歳以上 1 件につき 6, 8 5 6 円
契約の相手方	〔所在地〕大津市京町四丁目 3 番 2 8 号 滋賀県厚生会館 3 階 〔名 称〕一般社団法人 滋賀県病院協会
契約相手方の選 定 理 由	滋賀県内の乳がん検診実施機関で受診できるよう、県内 19 市町と協議を重ね、受診しやすい体制を整備している。このことから、県内の実施機関が加入する一般社団法人滋賀県病院協会と契約を行う。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。